



高円寺・阿佐ヶ谷・荻窪・西荻窪…
 なみじゃない、私たちの街の魅力をPRして、盛り上げたい！
 地域を愛する、みなさまの応援をお願いします！！

観光情報サイト

なみじゃない、杉並！

中央線あるあるPROJECT

【申込期限】
 令和7年2月28日

令和7年度 広告協賛のお願い

中央線あるあるプロジェクトは、「なみじゃない、杉並!」を合言葉に官民連携で杉並区内の中央線沿線（高円寺・阿佐ヶ谷・荻窪・西荻窪）の魅力を国内外に広く発信する取組です。

私たちは、本プロジェクトを通して、誘客や来街者の回遊促進を図り、まちの「にぎわい」や商店の「商機」創出を目指しています。

本プロジェクトの趣旨にご賛同いただき、ぜひ、ご協賛くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご協賛いただいたお礼として、観光情報サイト「なみじゃない、杉並！」にバナーを掲載します。

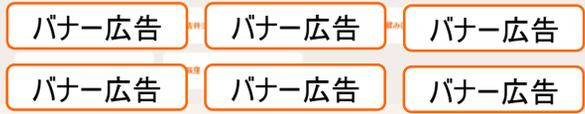


中央線あるあるプロジェクト実行委員会

◆日本語版サイト「なみじゃない、杉並！」 URL <https://www.chuosen-rr.com/>



月平均**32,000PV**



【広告協賛金】
 1枠2万円 ※1社につき1枠

【バナーサイズ】
 横212pixel×縦54pixel
 (4KB以下)

【掲載期間】
 令和7年4月
 ~令和8年3月末

【掲載位置】
 トップページ下部



◆申込方法◆ 【申込期限 令和7年2月28日】

別紙の「協賛金申込書」に必要事項をご記入いただき、郵送又はメールで、下記の中央線あるあるプロジェクト実行委員会事務局宛にお送りください。

◆申込先◆

宛名：中央線あるあるプロジェクト実行委員会事務局（杉並区役所産業振興センター内）

宛先：〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階

杉並区役所 産業振興センター観光係

メール：kanko-k@city.suginami.lg.jp

◆掲載までの流れ◆

(1) 申込【申込期限 令和7年2月28日】



(2) 審査等

- ・「杉並区広告掲載基準」に準じ、申込のあった広告内容を審査します。
- ・審査に必要な書類の提示を求めることがあります。
- ・複数の申込があった場合は、広告内容を審査し、掲載が可能なものについては、先着順とします。



(3) 掲載可否の決定通知

- ・3月7日までに「広告掲載可否決定通知書」を送付します。



(4) 広告バナーデータの提出

- ・2月末までにサイト内「問い合わせ先」宛にデータを作成し提出してください。
- ・広告バナーサイズ：横212pixel×縦54pixel。4KB以下とします。
- ・広告バナーデータ形式：PNG又はJPG形式。画像は静止画像とし、アニメーションGIF・透過GIFは不可とします。文字色と背景色（縁取り文字の場合は、文字色と縁取りの色）はコントラスト比「4：5：1」を確保してください。



(5) 広告協賛金の納付

- ・協賛主には、振込先口座をお知らせしますので、指定の納付期限までに納付してください。
- ・既納の協賛金は還付しません。ただし、協賛主の責によらない事由により広告が掲載できなかった場合は、協賛金の一部又は全部を還付します。

◆注意事項◆

(1) 次の場合は広告の掲載を中止することがあります。

- ①当該広告媒体の編集、公開又は管理運営において支障があるとき。
- ②協賛主が、原稿等を指定期日までに提出しなかったとき。
- ③協賛主が、広告協賛金を指定期日までに納付しなかったとき。
- ④広告掲載後に別に定める広告掲載基準に反することが明らかになったとき。
- ⑤その他中央線あるあるプロジェクト実行委員会が必要と認めたとき。

(2) 「なみじゃない、杉並！」の仕様は、予告なしに変更する場合があります。



「なみじゃない、杉並！中央線あるある PROJECT」

広告協賛 申込書

中央線あるあるプロジェクト実行委員会 宛

「なみじゃない、杉並！中央線あるある PROJECT」ホームページへのバナー広告協賛を希望するため、以下の事項に同意し、申込をします。

1 広告掲載に当たっての同意事項

- 広告掲載に当たっては、関係法令等の規定を遵守します。
- 広告内容に関して当実行委員会に関与させず、消費者からの苦情等については申込者（広告協賛主）が対応します。
- 広告掲載に係る原稿作成等の費用は、申込者（広告協賛主）が負担します。

2 申込者(広告協賛主)

住所(所在地)	〒		
事業所名			
代表者 職・氏名			
担当者氏名			
担当者所属 部署名			
電話	()	FAX	()
Eメールアドレス			

3 確認事項

当実行委員会が準拠する杉並区広告掲載基準により、一定の業種又は事業者に該当する申込者（広告協賛主）からの広告は、掲載することができません。

以下を確認の上、申込者（広告協賛主）が（1）～（21）の各号のいずれにも該当しない場合には「はい」を、いずれか1つでも該当している場合は「いいえ」を○で囲んでください。

当法人・団体は、裏面の（1）～（21）の各号に掲げる団体のいずれにも該当していません。

【 はい ・ いいえ 】

- (1) 風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融
- (3) ギャンブル（公営競技及び当せん金付証券（宝くじ）を除く）にかかる業種
- (4) 商品先物取引など投機的金融商品を取り扱う事業者
- (5) 銃刀類等の危険物を販売する業種及び事業者
- (6) 社会問題を起こしている又は過去に起こした業種及び事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する業種及び事業者
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）で、特定商取引とされる業種（通信販売及び特定継続的役務提供を除く）
- (11) 債権取立て、示談引受け等をうたった事業者
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (13) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反している事業者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (16) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反している事業者
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する業種及び事業者
- (18) 杉並区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月杉並区条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者及び暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (19) 区税を滞納している事業者
- (20) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に基づく指名停止を受けている事業者
- (21) その他法令等で認められていない業種及び事業者